

## 新交付金要綱骨子

(細目については検討中である。)

### 第 1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### 第 2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を総合的に支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

### 第 3 定義

#### 一 社会資本整備総合交付金

第 2 に定める目的を達成するため第 8 に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

#### 二 交付対象事業

第 6 に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

#### 三 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体等及び地方公共団体等からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

### 第 4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

### 第 5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて交付対象事業が実施される年度からおおむね 3 から 5 年とする。

### 第 6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。

## 一 基幹事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するための基幹的な事業であって、次のイ、ロ、ハ又はニの分野ごとに掲げる事業

(注) 基幹事業の対象となる事業の要件は、原則として、この交付金に統合される従前の補助金等の採択要件と同等の内容を定める予定。ただし、平成22年度の新規事業については要件等が平成21年度と異なるものがあるので留意願いたい。(別添参照)

### イ 活力創出基盤整備

(対象となる事業のイメージ)

- ・ 道路事業(従来の地域活力基盤創造交付金事業を含む。)
- ・ 港湾事業(従来のみなと振興交付金事業を含む。)

### ロ 水の安全・安心基盤整備

(対象となる事業のイメージ)

- ・ 治水事業
- ・ 下水道事業(都市水環境整備事業に係る事業を除く。)
- ・ 海岸事業

### ハ 市街地整備

(対象となる事業のイメージ)

- ・ 都市再生整備計画に基づく事業等(従来のまちづくり交付金事業)
- ・ 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく事業等(従来の地域自立・活性化交付金事業(平成22年度の新規計画に基づく事業は複数都道府県が連携して行うものに限る。))
- ・ 都市公園事業
- ・ 市街地整備事業
- ・ 都市水環境整備事業

## ニ 地域住宅支援

(対象となる事業のイメージ)

- ・ 地域住宅計画に基づく事業等(従来の地域住宅交付金事業)
- ・ 地域の住環境整備事業

## 二 関連事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する次に掲げる事業等

### イ 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第2項各号(第14号及び当該社会資本総合整備計画に係る基幹事業が該当する号を除く。)に掲げる事業(維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。)及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業

## ロ 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100以内とする。）

- ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等
- ② 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- ③ レクリエーションに関する施設の整備事業

(注) 従前のまちづくり交付金、地域住宅交付金又は地域自立・活性化交付金における基幹事業及び提案事業は、一体として社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置付ける予定であり、この提案事業の事業費（上限額の算出方法は、従前の方法を踏襲）と効果促進事業の事業費の合計額は、全体事業費の20/100以内とする必要がある。ただし、効果促進事業を盛り込まない場合に限り、従前の方法により算出した提案事業の事業費の上限額は、全体事業費の20/100を超えることができる。

## 第7 単年度交付限度額

交付対象事業に対する毎年度の社会資本整備総合交付金の交付額は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = \sum_{i=1}^4 (A_i + B_i + C_i)$$

A<sub>i</sub> : 分野 i の基幹事業に係る当該年度の国費の額 (※1)

B<sub>i</sub> : 分野 i の基幹事業に從属する関連社会資本整備事業に係る当該年度の事業費×国費率 (※2)

C<sub>i</sub> : 分野 i の基幹事業に從属する効果促進事業に係る当該年度の事業費×国費率 (※3)

i : 基幹事業の分野

(※1) 算定方法は要素事業ごとに定める。従前の交付金事業も含め、従前の事業で適用される算定方法が基本。

(※2) 1/2 (ただし、国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合)

(※3) 1/2 (ただし、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合) (道路事業 (従来の地域活力基盤創造交付金事業) と一体となって実施する場合は、5.5/10 (財政力に応じて最大7/10))

(注) 指導監督事務費以外の事務費は、事業費に含まない。

なお、法令に国の負担又は補助の割合の定めがない事業については、年度

間の国費率と事業量の調整を行うことができるものとし、これに対応するため、2年度目以降の交付限度額は、前年度までの交付額に応じて調整する措置を置く。

## 第8 社会資本総合整備計画の提出等

- 1 社会資本整備総合交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする地方公共団体等は、原則、基幹事業の分野ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した社会資本総合整備計画を作成し、これを公表するとともに、国土交通大臣に提出するものとする。
  - 一 計画の名称
  - 二 計画の目標
  - 三 計画の期間
  - 四 計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
  - 五 計画の期間における交付対象事業の全体事業費
  - 六 交付対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
  - 七 その他必要な事項

### 【第8号に関する注記】

- (注) 都市再生特別措置法第47条の交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第7条の交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受けようとするときは、これらの各法律等で都市再生整備計画、地域住宅計画、広域的地域活性化基盤整備計画に記載が必要な事項のうち、上記第1号から第6号までの事項以外の事項を記載することが必要であり、これによって、これらの計画を策定した取扱いとなる。
- 2 社会資本総合整備計画の作成にあたっては、次の各号に留意するものとする。
    - 一 計画の目標は、計画の期間内における事業等の実施によって実現しようとする目標とすること
    - 二 計画の目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定されており、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること
    - 三 計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること
    - 四 交付対象事業は、一定の期間内に重点的、効果的かつ効率的に行われる必要があると認められるものであること
    - 五 交付対象事業は、早期に事業効果の現れるものであること
  - 3 国土交通大臣は、地方公共団体等から第1項の規定により社会資本総合整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。
  - 4 前3項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

## 第9 交付申請

地方公共団体等は、毎年度、社会資本総合整備計画に定められた交付対象事業のうち当該地方公共団体等が社会資本整備総合交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

## 第10 社会資本総合整備計画の評価

- 1 地方公共団体等は、社会資本総合整備計画を作成したときは、これを公表するものとする。交付期間の終了時には、社会資本総合整備計画の目標の実現状況等について評価を行い、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。また、必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行うものとする。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、地方公共団体等に対し、必要な助言を行うことができる。

## 第11 指導監督交付金

国は、都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

## 第12 社会資本整備総合交付金の経理

交付金事業者及び第11の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

## 第13 経過措置

- 1 第8第1項に掲げた計画事項に相当する事項を含む一定の計画（以下「特定計画」という。）の提出をもって、同項に規定する社会資本総合整備計画の提出とみなす。
- 2 別添に掲げる従前の補助金や交付金により事業採択され、実施してきた事業であって、平成22年度も継続して行おうとするもののうち、特定計画に位置付けられた交付対象事業以外のものについては、平成22年度予算に限り、第8第1項に規定する社会資本総合整備計画を提出しない場合であっても、従前の補助金等に係る要綱等の内容や手続きに準じて社会資本整備総合交付金を交付できるものとする。

## 社会資本整備総合交付金に統合される事業及び平成21年度時点からの変更点

(注) 事業名等は平成21年度時点のものを便宜的に使用

イ 活力創出基盤整備 関連

- 地域連携推進事業 ※1
- 交通円滑化事業 ※1
- 交通安全施設等整備事業 ※1
- 雪寒地域道路事業 ※1
- 無電柱化推進事業 ※1
- 沿道環境改善事業 ※1
- 交通連携推進事業 ※1
- 道路交通環境改善促進事業 ※1
- 安全市街地整備道路事業 ※1
- 長寿命化修繕計画策定事業
- 地域活力基盤創造交付金事業 ※1
- 港湾改修事業
- 港湾防災安全対策事業
- 港湾施設改良統合補助事業
- 長寿命化計画策定事業
- 緑地等施設整備事業 ※2
- 海域環境創造・自然再生等事業
- みなと振興交付金事業

## &lt;平成21年度時点からの変更点&gt;

- ※1 市町村道における都道府県道代行制度の継続
  - ・過疎法が延長された場合には、基幹的な市町村道の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」を継続。
- ※2 緑地等施設整備事業に係る変更
  - ・レクリエーション施設関係を支援対象から除外。

ロ 水の安全・安心基盤整備 関連

- 未普及解消下水道事業 ※3
- 水質保全下水道事業 ※3
- 資源循環形成下水道事業 ※3
- 浸水対策下水道事業 ※3
- 地震対策下水道事業 ※3
- 広域河川改修事業
- 地震・高潮対策河川事業

特定地域堤防機能高度化事業  
都市基盤河川改修事業  
総合治水対策特定河川事業  
土地利用一体型水防災事業  
総合内水対策緊急事業  
流域治水対策河川事業  
調節池整備事業 ※4  
流域貯留浸透事業  
大規模河川管理施設機能確保事業  
特定構造物改築事業  
応急対策事業  
堰堤改良事業  
ダム施設改良事業  
通常砂防事業  
火山砂防事業  
火山噴火警戒避難対策事業  
地すべり対策事業  
高潮対策事業  
侵食対策事業  
耐震対策緊急事業  
老朽化対策緊急事業  
津波・高潮危機管理対策緊急事業 ※5  
海岸環境整備事業 ※6  
海域浄化対策事業  
急傾斜地崩壊対策事業  
総合流域防災事業 ※7

＜平成21年度時点からの変更点＞

※3 下水道事業に係る変更

- ・下水道事業のうち「下水道浸水被害軽減総合事業」に「雨に強い都市づくり支援事業」を統合し、拡充。
- ・過疎法が延長された場合には、公共下水道の根幹的施設の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」を継続。

※4 調節池等整備事業に係る変更

- ・調節池等整備事業の採択要件の一部を変更（対象地域を拡大及び遊水地の用地取得事業の廃止）（平成22年度からは「調節池整備事業」に名称変更。）

※5 津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る変更

- ・漂流物防止施設を支援対象に追加。

※6 海岸環境整備事業に係る変更

- ・レクリエーション施設関係を支援対象から除外。

※7 総合流域防災事業に係る変更

①洪水氾濫域減災対策事業の拡充

土地利用状況に応じ、効率的な整備が実施可能な場合、住宅移転ができるよう制度を拡充。

②（新規）砂防設備等緊急改築事業

既設の砂防堰堤等の内部構造等に係る調査の実施及び緊急改築を交付対象とする。

③浸水想定区域図等調査の廃止

（新規）流域治水対策河川事業

通常の河川改修と流域対策を一体となって整備を進める流域治水対策河川事業を交付対象とする。

ハ 市街地整備 関連

地域自立・活性化交付金 ※8

都市公園事業

都市公園等統合補助事業

緑化重点地区総合整備事業

中心市街地活性化広場公園整備事業

特定地区公園（カントリーパーク）

公開緑地事業

市民農園整備事業

公園事業特定計画調査

公園施設長寿命化計画策定費補助

古都保存事業 ※9

緑地保全等事業

防災公園事業

防災緑地緊急整備事業

防災公園等機能強化推進事業

防災公園・市街地一体整備事業

都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

まちづくり交付金

市街地再開発事業

住宅街区整備事業

防災街区整備事業

都市再開発支援事業

地区再開発事業

先導型再開発緊急促進事業



暮らし・にぎわい再生事業  
都市再生総合整備事業  
都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等を含む）  
エコまちネットワーク整備事業  
都市交通システム整備事業  
都市防災推進事業（都市防災総合推進事業、宅地耐震化推進事業）  
都市水環境整備下水道事業 ※10  
緑地環境整備総合支援事業  
下水道関連特定治水施設整備事業  
統合河川環境整備事業 ※11

＜平成21年度時点からの変更点＞

※8 地域自立・活性化交付金に係る変更

- ・複数都道府県が連携して計画を作成した場合に限り交付金を交付。（平成22年度からは「広域連携事業」に名称変更。）

※9 古都保存事業に係る変更

- ・歴史的風土保存施設の対象に「園地」を追加。
- ・買入地において歴史的風土保存施設の整備と合わせて行う「景観阻害物件の除却」を対象事業に追加。

※10 都市水環境整備下水道事業に係る変更

- ・過疎法が延長された場合には、公共下水道の根幹的施設の整備を市町村に代わり都道府県が行う「都道府県代行制度」を継続。

※11 統合河川環境整備事業に係る変更

- ・レクリエーション施設関係を支援対象から除外。

二 地域住宅支援 関連

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

地域住宅交付金 ※12

住宅市街地総合整備事業 ※13

都心共同住宅供給事業

防災街区整備事業

街なみ環境整備事業

狭あい道路整備等促進事業

住宅市街地基盤整備事業

優良建築物等整備事業

住宅・建築物安全ストック形成事業 ※14

市街地再開発事業

バリアフリー環境整備促進事業

先導型再開発緊急促進事業

21世紀都市居住緊急促進事業  
暮らし・にぎわい再生事業  
都市再生総合整備事業

＜平成21年度からの変更点＞

※12 地域住宅交付金に係る変更

- ・地域優良賃貸住宅（高齢者型）の床面積基準の緩和。
- ・公営住宅等ストック総合改善事業の拡充（グループホーム・ケアホーム活用）。
- ・地域優良賃貸住宅制度の拡充（家賃低廉化事業）。
- ・公営住宅制度における地方公共団体の裁量性の拡大（条例による整備基準等）。
- ・公営住宅等の標準建設費の見直し（標準建設費について物価変動等を反映）。
- ・地域住宅交付金の対象とする住宅市街地基盤整備事業の範囲の拡大。

※13 住宅市街地総合整備事業（地域優良賃貸住宅整備事業等）に係る変更

- ・高齢者向け優良賃貸住宅（改良型）等の補助限度額の見直し。

※14 住宅・建築物安全ストック形成事業に係る変更

- ・密集市街地で防火改修を併せて行う耐震改修に係る助成の強化。
- ・戸建て住宅の耐震診断の補助限度額の簡素化（13万円／戸）。